

京都市訓令甲第 12 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和元年12月27日

京都市長 門 川 大 作

別表行財政局の款税務部の項中「市税事務所納税室」を「市税事務所軽自動車税事務所」に、「軽自動車税の賦課徴収に関する業務に従事する」を「市税事務所納税室納税推進課長と勤務公署を同じくする」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年1月6日から施行する。

(行財政局人事部給与課)